### 平成30年度 第1回村上市環境基本計画等進捗管理委員会 会議要約

1 開催日時 平成30年11月26日(火)14:00~16:00

2 開催場所 村上市役所 本庁4階 大会議室

3 出席委員 会田委員、大嶋委員、阿部委員、齋藤委員、富樫委員、 金子委員、田中委員、加藤委員、伴田委員、菊池委員、 斎藤委員、南波委員、鈴木委員、早川委員

4 欠席委員 片野委員、田代委員、東海林委員

5 出席職員 環境課:中村課長

生活環境室:長谷部課長補佐、伊藤係長

新エネルギー推進室:田中課長補佐、遠山副参事

6 会議次第及び会議要約 別紙のとおり

# 平成30年度第1回村上市環境基本計画等進捗管理委員会次第

と き 平成30年11月26日(月) 午後2時00分~ ところ 村上市役所4階 大会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- (1) 環境基本計画進捗状況について
- 4 報告事項
- 5 その他
- 6 閉会

# 1. 開会 (午後2時30分)

# 2. あいさつ

事務局: 皆さま、本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがと うございます。

定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第1回村上市環境基本計画等進 捗管理委員会を開催させていただきます。

私、当委員会の庶務を担当しております環境課課長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に本日の定足数についてご報告させていただきます。名簿をご覧下さい。本日の欠席のご報告をいただいておりますのは3番の片野委員、15番の田代委員、16番の東海林委員の3名でございます。委員総数17名のところ14名の出席をいただいております。従いまして、進捗管理委員会設置要綱の規定に基づき過半数以上の出席があるため、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

それでは次第にそって進行させていただきます。

次第2.あいさつについて、委員長よりお願いいたします。

委員長: 委員長の富樫です。よろしくお願いいたします。

大変良い天気に恵まれ、皆さん、なかなかお忙しいところだとは存じますが、ど うぞよろしくお願いいたします。

### 3.議事

#### (1)環境基本計画進捗状況報告について

事務局: ありがとうございました。

それでは次第3.議事に入りたいと思いますが、要綱第6条により議事は委員長に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

委員長: それでは議事に入らせていただきます。

3.議事の(1)環境基本計画進捗状況報告について、事務局からお願いします。

#### 事務局より資料(村上市環境基本計画進捗状況報告)から説明

委員長: 今ほどの報告に対して、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。

委 員: 評価というのは、各課の職員が全員で評価したのでしょうか。それとも、課長 さんや、上のリーダーの方が評価したのでしょうか。

事務局: 評価につきましては、各関係課から作業部委員を選出していただきまして、その作業部委員から報告を受けております。

委員: その質問は何項目かチェック事項があって、それに該当するものをAとか、Bとかつけているのか。それとも主観的に見て評価をしているのですか。

事務局: 参考資料の別紙で、どういう取組みをしたかによってどう評価したかを。

**委 員: ですから取組み状況というのは、データを提出した中で評価しているのか。** 

事務局: 事務局としてはそこまで求めておりません。

委員: あくまでも 付加的にAやBを付けている可能性もあるということですね。

事務局: 基本的にデータに基づいた評価になっていると考えています。

委員: この進捗状況は、最終的にAが100パーセントという可能性はないと思う。 ほとんどの項目がAになれば満点ということなのでしょうけど、平成29年度の データを見ればAは40パーセントでしょうか、今までのデータを見ても50パーセント以上はない。最終的な目標はAを100パーセントに持っていこうということなのか。

事務局: 理想としてはすべてA評価に持っていきたいというのはあります。ただ、A評価の項目だけではなくて、E評価の未実施の項目も見受けられます。実務的に事務局といたしましてはA判定を100パーセントにするよりも、施策の評価結果のなかで未実施だったものを実施の方向に持っていきたいと考えています。

委員長: 他にご質問ありませんか。

委員: 参考資料のあたりなのですが、神林地区の畜産の臭いがものすごいということで、支所に何回も電話して確認をしたことがある。対応については8月にすると

いうことだったが、その後も改善されず何回も言っているのだが、少しも改善されていない。その件についてはどう思うか。

委員長: 各地にある畜産団地の悪臭問題ですが、進捗状況についてお願いします。

事務局: 神林支所からは、臭気に関する問い合わせがあり、現場を確認したとの報告を 受けております。

昨年、神林地区の養豚関係の畜産事業者との話し合いを持ちまして、新たな臭 気軽減装置、水のミストを噴霧する方法ですが、これを平成29年の7月から実 施しております。

こちらの評価のひとつ、畜舎の中の臭気については、機械のセンサーを使って水を噴霧する臭気測定をしたという実績があります。畜舎周辺の臭気については、臭気測定箇所を神林支所、岩船連絡所の2箇所に測定ポイントを設けまして、平成29年5月から11月、臭気の軽減実証試験を開始する前後という形でやっております。

今年度につきましても同様に、4月、5月から同じ箇所で臭気測定を実施しております。その臭気測定の結果につきましては、昨年度5月から臭気測定をしておりますが、測定ポイントにおいて臭気を観測した回数が大きく減ったということで、一定の成果はあったものと感じております。

これにつきましては去る10月26日、県が事務局をやっている養豚部会というものがございますが、そちらの研修会において取組の成果を他事業者さんにも紹介をさせていただき、取組事業者が増えるようにお話しさせていただきました。

ただ、実証試験の中でも、測定ポイントによっては他の臭い、例えば養鶏の臭いが混じっていたことも確認できていますので、これはあくまでも軽減策の一部ということになります。

一日中水を噴霧しているわけにはいかないものですから、その噴霧の間隔の問題もございますので、これについては今後も検証していかなくてはいけないと理解しています。

委員: 測定の場所である支所は、風向きの関係であまり臭いは行きません。高御堂とかは陸橋ができたため、風が陸橋に塞がれ高御堂に臭いが留まる。それで何回も支所の人を呼んで確認を取ってもらい、支所の人も臭いがひどいと分かったはずだが。

事務局: お答えになるかどうか分からないですが、豚舎は神林以外にも村上、朝日地区 にもございます。生き物を飼っている以上、なかなか臭いがゼロと言うのは難し いですけれど、村上、朝日地区では我々行政、事業者、そこに地元の方にも入っていただき、話し合いを持つ機会を設けています。

神林地区でも今後、そのようなことも考えていただきたいなと感じております。

委員長: 事業者と行政、そして地元の高御堂の方との話し合いの中で、対策など協議していただけたらと思います。

事務局: 高御堂だけとは限らないと思いますが、所管は神林支所になりますので、こういった意見が出たことは伝えておきます。

委員: そのことに関連したことですけれど、解決の方法として一番良いのは、臭いを 出してないところとしての先進地へ学習に行く、それが一番手っ取り早いのでは ないかと思います。

私も鶏舎に一緒に見に行く機会がありますが、やはり経営者の考えとかがあって、そこで足踏みしている状態になっている。生態系からすれば、悪臭が出ているということは腐敗菌が沢山いるということになります。腐敗菌を無くすという作業をしない限り、根本的な解決にならないのかなと思います。方法としては難しい方法では無い。今やっている実証試験も良いが、やっているところに視察研修することにより提案できるものもあると思います。

どこか軽減したいというサンプルの場所を提供いただければ、私がやっている 取組の協力も惜しみません。

委員: 経費的にもそんなにかからないのですか。

委員: かかりません。腐敗菌が臭いを出すのだから腐敗菌を善玉菌に変えれば良いこと。餌に入れたり、掃除する時に使ったり。ただ、餌に入れるとお金はかからないが、時間はかかります。豚舎を近代化にしたうえで善玉菌に支配させるやり方は、お金はかかりますけど効果は早いですよね。

餌に入れて食べさせるやり方は、時間はかかりますが解決策のひとつであり、 行動を起こさないと解決できない問題ですね。

委員: 参考資料を見ると、空き缶とかペットボトルに関する評価が、Aになっている。 しかし、観光地においては空き缶や蛍光灯の長いのをそのまま捨てていく人もい る。なぜこの評価がAになっているのか不思議でしょうがないのですが、この辺 はどうですか。 委員長: この評価についていかがでしょうか。回収率は良いけれどそれ以外のもの、道 路に捨てられるといるものなど、マナーの問題になるかもしれません。

部分的に改善した地域はあると思うが、全く改善しない、かえって悪くなった という地域もあると思いますが、どうでしょうか。

委員: 私が住む荒川の国道脇は、ペットボトルは無いけれど、空き缶は捨てられている。要するに責任が無い。でも、住宅地や農地などはみなさん、美化活動をしているので無いですよね。

委員: ポイ捨ての問題ですね。

私は瀬波地区ですが、海水浴で他所から来られたごく一部の人達がポイ捨てを している。学校町にはお店にトレーなど回収するところがありますよね。あとは 市の回収もありますし。やはり海水浴客など外部から来た人が捨てられるのかな と思いました。

跨線橋のところも観光客が来られるので、もう少し整備をし、除草もしたら良いのかなと感じています。率先して地域でやることも必要ですが、こちらの評価を見ると良い評価にはなっていますけれど。

それと、メディアでも話題になっていましたが、三面川河口に船の解体物を不 法投棄したという件。この事件は、それは景観も悪くなるし、市外の廃品回収車 が置いて行ったこともありましたので、村上市だけの問題ではなく、きちっとし た意識づけをしていかないと環境も良くならないのではと感じました。

委員: ペットボトルなどは皆さん、気を付けておられますが、犬の糞のことが結構問題になっているみたいです。犬を散歩に連れて行くと糞をそのままにしていく人がいるらしく、区長さんがチラシを配ったりしています。

委員: 私も犬を飼っていますが、前から比べると随分良くなってきたし、そういう習慣は定着している。「糞をきちんと後始末しましょう」という看板を環境課で準備されていますし、各町内に貼ってありますよね。

**委員長: 話を戻しますが、空き缶等についてはどうやって評価しているのかですが。** 

事務局: これについては以前からA評価と言うことで評価させていただいています。先ほどご意見が出たことも含めて、空き缶のポイ捨てについては個人的なマナーの問題だと捉えてございます。私どもとしましては、一人ひとりを追いかけて注意することもできませんので、そのマナーの問題をいかに喚起できたかというとこ

ろでの施策評価をさせていただいております。

また、ペットボトルなどの分別につきましては、これは収集の話しになりますけれども、今年度から資源ごみ関係の分別については更に徹底したいということで、市内のごみ収集の分別回数についても資源ごみを大幅に増やすと言う形で調整しております。

こういったことを含めまして、市内の状況が綺麗になる、ならないという評価 とはちょっと違う観点なのですが、重大なものも含めて評価させていただきました。

委員長: 住民の価値判断基準と担当部局の判断に若干ずれがあったみたいですね。今の ご質疑を踏まえて来年度以降の判断の際に生かしていただければありがたいなと 思います。

委員: 他の委員から話しがありましたが、環境課では取組状況として適正に処理をしているということでA判断をしているということだが、目標はそれぞれあるかと思います。平成29年度の進捗状況報告のとおり、これを適正に処理しているとお話しいただければ、委員もご理解できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員長: 今のご意見いかがでしょうか。

事務局: あまりにも端的な答えですのでうまくお答えできないのですが、私どもとしま しては、市民の皆さまが清掃活動でごみを集めていただいたことや、私どもがパ トロールで回収しているものなど、資源ごみを分別して適正に処理しているとい うことでここは評価させていただきました。

委員長: 今の回答でよろしいでしょうか。

委員: 環境課では回収して分別し、それを適正に処理している。

それ以外のものが投棄されたままになっている。それはパトロールをしているが、なかなか減らないということですね。

事務局: 他には、私有地に不法投棄される場合がございます。そういったところは私どもが踏み込んで回収できません。目につく場合がありますが、ここの報告書の指標が市内のどこに行ってもごみが捨てられていないという状況だということであれば、私どもでは手が届かない範囲になってしまいます。

できる範囲のところは適正に処理させていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

委員: 先ほどの畜産施設からの悪臭に関連する話しですが、去年もこの話は会議に出ました。

私が住んでいるところは、胎内市との境界の地域で、胎内市の畜産は養鶏だと 思いますが、その悪臭については村上市の担当も聞いていると思います。

今年は6月から9月頃の間、ひどい悪臭がした時に胎内市の担当課に通報をしたのですが、畜産業者と行政とのイタチごっこが続いているのが現状かと思います。

それで私が言いたいのは、行政間同士で情報を交換するなり共有するなり、色々な手立てを行っているのかどうか。やってもらいたいし、そこを確認したい。現 状はひどい状況です。

事務局: ケースバイケースになりますが、私どもが胎内市さんと情報交換が必要であればさせていただいています。あとは、関係行政機関としましては、主に県になりますが情報共有はしております。

今ほどお話しされた胎内市での6月から9月の悪臭の件ということで限定させていただきますと、お話しは聞いていません。場所からしますと、所管が荒川支所になりますので、荒川支所の方で何か動きがあったか、後ほど確認させていただきます。

委員: 胎内市には村上市と問題を共有するように要請はしておりますが、胎内市から は連絡は来ていないのでしょうね。

事務局: 今年は、胎内市さんからは臭気の件で連絡はいただいておりません。 ただ、荒川支所で受けている可能性はありますので、後ほど確認したいと思います。

委 員: 畜産業者の方で対策を取っているのか分からないものですから、行政で話しを してもらいたいです。

委員長: この件につきましては荒川支所の担当者と打合せをして、胎内市との情報交換 をぜひ行っていただきたいと思います。

**委員: 今年は特に臭いがひどいですよね、特に梅雨時期が。皆さん参っています。** 

事務局: どの辺からの臭いかはわかりますか。

委員: 乙や桃崎のあの辺りは結構、養鶏もやっているし養豚もやっている。 何十年も前から悪臭被害が出ているところなので、市も目配りしなくてはいけない。

委員: 私もそれは分かります。 乙近辺を通るだけで臭いがします。そこの管轄は胎内市になるのですよね。

委員: 胎内市です。

委員: やはり胎内市がどういう対策を取っているのか、情報交換が必要だと思います。

委員: 私も岩船に住んでいるので、神林の悪臭にはずっと悩まされていますが、私の 先輩達は昔からのことだから慣れっこになっています。

ただ、近くに大学が出来てから、他所から来ている学生達が口々に「ひどい悪 臭だ」と言う。窓を開けて潮風が入るかと思っていたら、ひどい臭いで洗濯物も 外に出せないし、暑くても窓も開けられない。風向きしだいですけれどね。

去年、モニター等をやってうまくいったと聞いているが、生活者として全く実感がないし、改善されている自覚が誰に聞いてもありません。ですので、もう少し強く指導してほしいと思います。

高速道路の下の辺りで、新規か増築工事で新しい豚舎が出来ていました。産廃であれば明らかに迷惑施設です。地元の同意ですとか区長さんの同意とか必要ですが、畜舎は建築基準法だけでも出来てしまうものなのでしょうか。やはり迷惑施設ですので、条例などで何とかしてもらいたい。

鶏舎などは、最新のものだと鳥インフルエンザ対策で菌を入れないように密閉式になっていると聞いています。しかし、豚小屋は完全にオープンになっていて、臭いやら熱気やらを外に通す仕組みになっている。今の時代だから高気密、高断熱にしてもらえれば、お互いに快適に過ごせるのではと思っています。

手続き関係はどうなっているのですか。

事務局: 公害防止協定ですが、私どもでは地元、事業者、行政の三者協定を締結しているという形になります。地元の方に入っていただかなければ、なかなか理解してもらえることはできません。

私どもの方で建物の改築等の許可をしている仕組みにはなっておりません。で

すので、今のご質問にお答えできる立場ではないのですが、条例の規制について は今のところ、悪臭防止法というところの法律が先行している形になっています。 先進的に条例下で規制をかけているところがあるかどうかにについては今のと ころ情報を持ち合わせていないので、情報収集し検討してみたいなと思います。

委員長: 今の件についてはよろしくお願いいたします。 他に悪臭以外のご意見もありましたらお願いします。

委員: この会で、我々が意見をあげたことに対してどのように活用していますか。意見が出たものに対して、上の方にあがっていくのかどうか。対応次第では、意見の出し方も変わってくると思います。何でも言えば良いというものでもないからですね。

私は山北の勝木出身で、そこに八幡山というのがあるのです。これは文化財なのですが、今のような形になったのは昭和23年頃ころからだと聞いていますが、下の境内は集落の財産、神社の階段とお宮は神社の財産、その他は文化庁の財産らしいです。周辺は様々な希少植物があるが、遊歩道がないので神社の境内の階段を利用しなければいけません。その階段をボランティア組織で年2~3回、石段の上から下まで綺麗に掃除しますが、今の時代背景から「神社の施設なのに何故、集落が掃除をしなければならないのか」とクレームが入り、掃除をするのがなかなか難しくなってきています。

神社のところの土砂崩れや樹木の落ち葉のことで生涯学習課に相談すると「そこは神社のものだ」とか「そこは集落のものだ」とかで区別され、対応に苦慮している。宗教分離というのがあるが、環境のことや伝統継続を考えるのであれば、それなりにきちんとした対応をしなければならないと思う。

重要文化財であれば神社であろうが何であろうが、文化庁の方でやってくれますよね。あれほど景観の良い神社は他に無い。笹川流れ以上の魅力を持っているのに、笹川流れの方には目が届き、歴史と文化を誇る物に対しては目を向けてくれないのが残念です。

そのことを生涯学習課に言うが、規定があるから事務員さんは従ったことしか できない。

盛り上げるためにはどのようなことをしたら良いのか、皆さんからご意見を頂ければありがたいなと思います。

この委員会が組織としてどこまで影響力があるのか分かれば、委員の交代があった場合でも引き継ぎしなければならないので、皆さんの考えをお聞きしたい。

委員長: 委員会で話し合われた意見については事務局で整理され、意見書として行政の

進捗管理委員会に報告させていただくほか、ホームページでも公開しています。 各課の個別案件については所管課や各支所にこういう意見がありましたと周知徹 底させていただいております。

今ほどの八幡様の保護についてご意見ある方いますか。

事務局: 環境課としては今すぐお答えできませんが、いただきましたご意見やご質問は 関係課長、所管課に報告し、次に活かせるようにこちらも心がけてまいります。 すぐに解決策が出ないものも当然ございますが、すぐに成果に結びつくものもご ざいます。案件によってはまちまちなのですが、いただきましたお話しは有効に 活用させていただいてまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員: 8月末の豪雨の影響で、境内のところで落石がありました。9月8日は神社の祭りですが、何かあった場合に誰が責任を持つのか、今回は小さい石でよかったけれど、祭りの時に大きな石が落ちてきて怪我をした場合は誰が責任を取るのか。そんな状況になり急遽、祭り前日に中止することになりました。

林道であればそこら中に落石があり、それが常です。しかし、ここは文化財で様々な規制がある中、だれかが入って監察なんかできません。急遽、生涯学習課にお願いして法面検査をしてもらったが、異常はないとのこと。経緯を知らないで、文化庁だの文化財だと言われ規制はかけるが、何かあった時の責任はこちらだということはうまくない。その辺を明確にしたいと思う。

こういう声も委員会を通して所管課に伝えてもらえればと思います。

委員長: 勝木の八幡様に皆さん行かれたことあるかと思いますけれども、海岸に出ているということで暖地性植物のクスや巨木がそのままそっくり社叢林(しゃそうりん)として伐採されずに残っています。とても貴重な物なのです。ですから、できればそこを訪れて価値を広めるといいますか、その上で保護と危険な問題をどうあるべきかなど、気長に取組んでいくしかないですね。

私はあそこにしかいないカタツムリ (エムラマイマイ) を眺めたり、照葉樹林を眺めたり、年に1~2回は行っているのですが、私の会では数年に1回、観察会の会場ということで神社の許可を得て伺っています。

委員: 私どもで境内の下に東屋を作り、トイレや水道も完備し管理している。見た感じでは立派なものに見えるのですが、立派であっても危険性を感じては何事もできなくなってしまう。環境整備が大事でないかと思います。

委員長: 他にございませんでしょうか。

委員: 環境基本計画の目指すものというところを見ますと、山、川、海、豊かな自然 に恵まれた歴史と伝統を継承するというようなことを謳っています。

実は最近、裁判所のところの木が全部切られてしまいました。そこには樹齢100年以上の赤松や桜がありました。今更言っても、もう切られてしまったのでどうにもならないですが、そこは国の管轄だと思いますが、市の方でどうにかならなかったのかなと感じています。

個人の土地でも更地にしないと売れないとか、そういうことになると長い年月を費やして育った樹木というのは本当に守れない。この組織の委員として、裁判所の木を守ることはできなかったのかなと感じています。

昔からあそこは自由に出入りができ、私も小さいころから公園のように利用していました。全部でなくても少し残すような手立てがなかったのかなと、残念に思っています。

事務局: 今のような観点でいいますと、環境課にそういった情報はありませんでした。 何故かというと、そういったルールが無いからです。ただ、私の家の近くにも小 さいころから慣れ親しんだ樹木がありますから、おっしゃっていることは理解で きます。

ただ、文化財指定されていない貴重な樹木が市内のどこにあるか、個々に把握することは難しいと思います。もし文化財的な価値があるものがどこにどうあるか把握できることが可能なのであれば、そこに開発の手が入る場合は何かしらの指導はできるものとは考えますが、現状ではそういった状況ではありません。先ほどの八幡様の件もそうですけれど、現状を何とかしたいけれどできない、文化財の指定になると逆に手をつけにくくなる場合もあります。

担当は生涯学習課になりますので、先ほどの話を含めて今後、対応していきたいと思います。

委 員: 三鷹にお蕎麦屋が有名なところがあるのですが、大きな木を切らないで家の中にその木を残し、家の方がその木に寄り添うようなお店でした。それは特殊かもしれませんが、そういう気持ちが大事、文化程度が違うのではないかと感じてきました。

毎日裁判所の脇を通らなくてはならないので、木を切られた時はそこを通るの が嫌でした。何十年もかけて成長してきた大木も、切れば一瞬ですからね。

個人の家にしろ、更地にしないといけないという考えは改めなくてはならない のではと私は思います。 委員長: 市の巨木名木として指定されているものはあります。副読本になって、小学校 4年生用の学習本として20ページぐらいのカラー本になっています。

委員: 裁判所のところにあった赤松は指定されていますか。

委員長: それは指定されておりません。

委員: それは国の管轄とか、市の管轄で違うのでしょうか。

委員長: 教育委員会で指定しています。

委 員: それを残してほしいとか切らないでほしいとか、地域の方がまとまって環境課さんに相談するとか、そういう動きはなかったのですか。

委員: 伐採するという話自体、一切知りませんでした。現場も高い塀がされて中が見 えない形で工事をしていました。新しい裁判所が建ってから初めて知った出来事 です。

委員: 情報は入ってこなかったということですか。

委員長: ルールがないと先ほどおっしゃっていましたよね。

事務局: まずは第一に、所有者がどのように考えるかということになると思います。環境課ですべての出来事の情報を持ち合わせているわけではないので、他の課に相談があったのかは分かりません。「こういった工事をしますよ」という話しはあったのかもしれませんが、だから木をどうするとか、木に対する直接的な話しがそこに付随していたかどうかはわかりません。

委員: 参考のためですが、八幡様の登り口のところには樹齢1300年程のすごい木がありますが、そこを皆さんが歩いています。階段を直したりすれば美観も良くなるのに歩く場所は神社の場所だから手を出せない。保存と整備が両立しないから矛盾だらけなのです。石が崩れてきたら責任はとらない。保存された木の葉を落としても、ボランティアばかりに頼むわけにはいかないから、何かあった時には私たちもやりますよというやわらかい気持ちでいます。

災害時は2回ほど要望を聞いてもらいましたが、災害が起きないとやらない。 災害が起きてからでは遅いのです。 いろんな規制があることは百も承知だが、皆さんにこういった矛盾した現状がありますから、このような委員会でアドバイスをもらいながらやっていきたい。

委員長: 貴重なご意見ありがとうございました。

他、ございませんでしょうか。

なければ、次に報告事項に移らせていただいてよろしいでしょうか。

委員一同: はい。

委員長: では事務局からお願いいたします。

# 4.報告事項

事務局: 環境フェスタについて報告します。

お手元の環境フェスタの資料をご覧下さい。

この報告につきましては、実は環境フェスタの実行委員会で総括をする前の状況でありますので簡単に報告をさせていただきたいと思います。

この環境フェスタにつきましては市内の団体、企業、学校等の各取組を発表する場ということで、今年度で17回目を数えます。

今年度は、5年前の単独開催当初400人程だったものが、約3倍の1,200人ほどの来場者数がありました。このイベントが市民の方に認知されてきていることが分かる結果となっています。去年よりは若干来場者数が減っておりますが、開催された10月13日は多様なイベント事が各地で開催されている中で、十分な成果があったと捉えております。

また、1,200人の来場者の構成中、19歳までの若年層が4割りを占めていた結果となっております。この結果を見ますと、環境フェスタが貴重な環境学習の機会を提供できたのではないかと喜んでおります。

実施計画の内容については、毎年思考を凝らしながら計画をしている状況でありますが、今年度は環境省が作成した環境啓発アニメを初めて上映しております。 当日の状況でございますが、資料の2枚目以降に写真を添付してありますので、 後ほどご覧いただければと思います。

報告は以上になります。

委員長: 環境フェスタに関連して何かご意見はございますか。

委員: まだ反省会をしていない状況ですが、ここにきてやっと画期的な取組になってきました。これまでは4月に入ってから動き出しましがた、そうすると環境課事務局の担当の人が変わってしまい、またゼロからのスタートをする形態になっていました。ここのところ1年前から会場を押さえ、計画を動き出すようにしています。すごく良い傾向だと思います。

なるべく早く反省会をしないと忘れてしまうこともあるので、総括の実行委員 会を早期にしていただければと思います。

委員長: ありがとうございました。 他、ありませんか。

委員: 私は地球温暖化を守る会で参加しましたが、展示の関係でいろいろ問題がありまして、自己反省しております。

ここにある資料には高校生の写真が写っていますけれども、中学生とか若い人があまり来なかった。小さいお子さんはお母さん方と来ていたのですが、それが若干寂しく感じました。

他のブースの状況は分かりませんが、去年も若い人達が少ないなと思ったので、 もう少し増えると良いなと思います。中学生の環境啓発ポスター掲示や小学生の 取組発表などもありましたので。

フェスタに関わった方はどう思いますか。

委員長: 環境フェスタに出席された方いらっしゃいますか。 参加されてお気づきの点がございましたら。

委員: 前は物産展と同時開催ということで4,000人もの来場者数があったが、近年少ないですよね。環境関連に関心がないのか。 市の方もあまり来られてないのが残念です。

委 員: 今お話しされたことは大変重要な問題ですが、私達は一生懸命やっております けれど、これは仕組みの問題ですよね。

私たちも小学校にお願いに行きますが、関心のある先生がいるところは作品を 出してくれたりします。自分達の学校でやっている環境の問題を取り上げて、それを大人がフィードバックする仕組みができればと思う。学校でも環境問題を取 組んでいると思いますし、それをこの環境フェスタと結びつけたい。せっかく村 上市で大きなフェスタがあるのですから。

担任の先生によっては温度差があるので、そこをシステム化すると良いのかな

と。そこを課題に捉えていきます。

委員: 若い人達、特に中学生や高校生が来て話しすると、結構熱心に話しを聞いてくれます。LEDと普通の電球と比較実験を見せると、小学5~6年生ぐらいの男の子が興味持って話を聞いてくれました。聞く体制を持っているので、それをどのように魅力あるように引き付ければ良いのか。

委 員: 学校では環境フェスタへのプラットフォームが、校長先生や担当の先生の力量 にかかっている。学校もいろいろ課題があって、忙しいですからね。

私も学校とのパイプ役になるように、もうちょっと工夫しないといけないなと 感じました。子ども達がやっていることが環境フェスタに活かされるように。

委員長: まだ正式な反省会をやっていないということですが、環境フェスタの委員会で 今のようなご意見を反映させていただければと思うのですが。

入場者数が4,000人という時代があったのですね。

今後、以前のように物産展と同時開催というのは無理なのでしょうか。

委員: 物産展は単独でやりたかったみたいです。

大事なイベントをやってもあまりお客さんが来ないこともある中において、今年の来場者数1,200人という数は、結構来ているのではないかと思います。

量も大事ですけど今後、質でも広げていきたい。

ただ、今年の来場者数が十分とはいえないけれど、少なくはないと思います。

委員長: 私も昨年と今年、2回とも出たのですが、特にお子さんと一緒の家族連れが多いですよね。非常に賑やかで、興味を持って展示物を眺める光景を見て、非常に良いなと評価できます。

確か、報道によると、新潟市で行われた環境フェスタは800人ぐらいと記事に 出ていました。それに比べて随分、村上市は頑張っているなと。

物産展とは目的が違うから分けたのだと、そういう意図があったのかもしれませんね。

事務局: お手元の資料を見ますと、物産展との共同開催で4,000人という数字は目立ちますが、物産展で展示するスペースと、環境フェスタで掲示するスペース、 それがふれあいセンターのキャパに収まっている時代だったと思います。

環境フェスタは非常に皆様の頑張りがありまして、ふれあいセンター1階で収まらなく2階の会場も使い、なおかつ子供達のキッズダンスや開会式でホールも

使っていることから、現在はセンターをフルに使っている状態なのです。ですので、それぞれ進展してきた2つのイベントが、限られた一つの建物の中だとちょっと難しいと感じます。

単独開催で数百人にしか望めなかったイベントが、頑張りがあって1,300 人規模に膨らんだことだけでも評価していただければと思います。

委員: 以前は9月に開催していたのが急に10月になったのは何か理由があったのですか。

事務局: 実行委員会が春に開催されまして、その時点で日程と会場、内容を詰めていきますが、日程につきましては会場の手配が大きな問題になります。春の実行委員会が始まる前、今の段階で6月から10月の空いている日を押さえないと駄目です。それで、おのずと実行委員会が始まる前から仮押さえで可能性のあるところを決めているというスタートになります。

過去には、開催場所を限定しないで各支所持ち回りで開催した方が良いのでは というご意見、秋ではなくて春に開催したらどうだろうかというご意見も出てい ました。

変化を持たせて開催できるかどうかという点は、その年の実行委員会が最終的に決定することになっています。

委員: 空いているから10月にしたのか。

事務局: 1年前の状況で、平日開催を避けたいことから日曜日、土曜日、祝日等の開催 日を模索します。

どうしても9月、10月の土日は市内の団体さんが早めに押さえてしまい、ほとんど空きのない状態になります。

また、瀬波祭りや岩船祭り、あとはこちらの都合になりますが、議会がありますので、消去法でいきますと10月が理想になります。

委員: 私は岩船に住んでおりますが、10月は忙しいので9月か11月が望ましい。 平成27年、28年は出席できましたが、10月開催になると岩船は子供から大 人まで皆、影響があると思います。ですので、以前の開催日に戻していただけれ ばありがたいなと思います。

事務局: ちなみに、もう来年の開催日は10月12日に仮押さえしており、もうその時期しか空いていない状況でした。

今年は10月13日に開催して、来年度の日程を決定させてもらいましたが、 9月10月11月のふれあいセンターの空き状況を確認し、そこで皆さんの話し 合いにより決めさせてもらいました。

委員長: 以前の9月に戻してほしいということですか。

委員: そうですね。10月開催だと岩船は子供から大人、年寄りまで皆だめですね。

委員長: 今のご意見を一つ参考にしていただければと思います。 それでは他の報告事項についてよろしいでしょうか。

事務局: 事務局から一点ご報告させていただきます。

お手元の資料をご覧下さい。

今年3月の話しになりますが、村上市は3月23日、一般社団法人おらってにいがた市民エネルギー協議会と今後20年間に渡って環境関係、エネルギー関係の施策において、パートナーシップを保つという協定を締結しました。その協定内容を資料の裏面に縮小で記載しております。

パートナーシップ協定とは何なのかというと、その前におらって新潟市民エネルギー協議会という組織につきまして、ご紹介させていただきます。

全国に市民エネルギーという活動をされている協議会、社団法人等は現在、4 0から50ぐらいあります。その市民エネルギーは何かと申しますと、市民一人 ひとりの力で出資も兼ね、エネルギー施策もしくは自然環境に取り組む独自の活 動をする団体です。太陽光エネルギーを企業や個人にまかせるのではなくて、市 民の力を集結してエネルギーを作り、地球環境に貢献するような動きからスター トした活動です。都道府県の中には三つ、四つ組織されているところもあります が、新潟県においては、新潟市内で活動を始めましたおらってにいがた市民エネ ルギー協議会が唯一です。市民エネルギーさんの今までの活動の中では、新潟市 民体育館であるとか、し尿処理施設であるとか、文化会館であるとか、そういっ たところの屋根や利用計画の無い行政財産において発電活動をしています。また、 目的に協賛していただいた民間企業さんの土地も利用して活動を広めております。 これまで20カ所ほどの実績がありますが、その20カ所の他、新たな計画の 20カ所の候補のひとつとして村上市も含まれております。

以前、こういった用地、屋根等を利用した太陽光発電ができないかという取組を、県レベルで調査した経緯がございます。その時は、構造的な問題等で限られた候補しか挙がりませんでしたが、最終的には実を結ばない形で今日まできておりました。

おらってにいがた市民エネルギー協議会さんが新潟市に活動を留めることなく 県内で活動を広めたいという思い、そして村上市の思いが合い通じることがござ いまして、今年3月にパートナーシップ協定を締結しております。

公共施設の屋根を提供することだけが目的ではなく、パートナーシップ協定としましては、村上市が自然環境、エネルギー環境、そういった様々な活動をする中で、おらってにいがた市民エネルギー協議会さんがお持ちのノウハウを無償で提供してもらいます。

この協議会は、新潟市内において小、中学校の総合学習とか出前講座的なものを繰り返し行っております。そういった実績も重要と捉え、当市内の校長会の中でもご紹介させていただきました。村上市においても今後、おらってにいがた市民エネルギー協議会さんの協力による小中学校の総合学習が可能となります。

そしてまた、おらって新潟市民エネルギー協議会が独自に地元貢献できないものかということで5月、教育情報センターにおいてシンポジウムを計画し開催しております。そのシンポジウム開催時のチラシがこちらになります。

今しがた報告させていただきました環境フェスタにおいても、おらってにいが た市民エネルギー協議会さんのブースを確保し、活動を市民の皆様にもお知らせ させていただきました。

パートナーシップ協定のことに関しまして、前回の会議から今回の会議の間で 決定されたことでありましたので、ご報告させていただきました。 以上です。

委員長: このことについてご質問、ご意見ありませんか。

委員: 直接の関係性はないのですが、再生可能エネルギーは現在の原発依存からの脱却ということでその必要性が叫ばれております。その中で現在、村上市における 洋上風力発電の推進がストップしている状況であります。

私が思うには、反対のための反対もある。足踏みしているような状況の中、分かる範囲で結構なのですが、今現在の洋上風力発電について、どのような動きがあるのか教えて下さい。

事務局: 洋上風力発電につきましては、平成26年頃から研究会や協議会、それから条例に基づく委員会を立ち上げ約3年間、協議、検討を進めてまいりましたが、 事業予定者から平成29年の11月の段階で事業性評価の報告がありました。

その報告の内容によりますと、今回の事業は系統連系の問題などがございまして、今すぐということではなく、これらの問題が解決するまでの間、事業を少し 待たなければならないという結論が出ております。ですので、事業性として出来 ないというわけではなく、条件がクリアされるまでには時間がかかるのではないか、という状況になっております。

報告を受けた後、市の組織としましてもなかなか動きようがなかったのですけれども、ここにきまして国では海洋再生エネルギーの関連の法案を本国会に提出し、また県でも新たな動きを見せておりまして、村上市がこれまで取組んできた成果が少なからず影響を与えたものであります。

これからは、市町村単位でできることがなかなか難しい問題である公募、選定、 事業の協議、検討等について、これらは法律案によりますと国の役割になるそう です。そこには県も関与し、事業がスムーズになると考えられております。法律 に基づいた国、県の動きが重要になり、市としましてもそこに一緒に参画し、事 業を進めていくことになります。

このような話しで、国、県の動きが活発になってきております。市としまして も一緒になって活動していくというのが、今後のスタイルになろうかと思われま す。

委 員: 市は引き続き推進していくという考えでよろしいですね。

事務局: はい。そのとおりでございます

委員: 今、村上市からあった話は大事なことだと思うのですが、パートナーシップ協 定の第1条に「環境保全活動に市民参加の拡大を促し」というようなことが書い てありますが、そのあたりはかなりキーポイントになってくるかと思います。

> 風力発電につきましても、市の方からもいろいろお話しをいただいたのですが、 これからは再生可能エネルギーが大事という市民参加の拡大を促し、何かそうい う手立てとか方法があればもっと盛り上がりが出てくると思う。

第1条を具体化していくことが大事なのかなと思います。

事務局: 再生可能エネルギーは風力に限らず、太陽光、地中熱、水力とかいろいろございます。個別には洋上風力発電とか、太陽光発電などあるのですが、具体的な計画が無い今、今後どういった形で地球温暖化防止活動が実現されるか分からない。そんな中、いろいろな形で協議、検討、意見をいただくような場が必要なのではないかと考え、来年度に向けまして地球温暖化防止対策を検討、推進するような組織を新たに立ち上げていきたいと考えおります。

いろいろな組織形態は考えられますけれども、活動されている方がそんなに沢山 いらっしゃるかは分かりませんので、皆様のように活動されていらっしゃる方には 組織化時、ぜひ参加いただければと考えております。 そのような形で来年度に向けて考えております。

委員長: 他にいらっしゃらないでしょうか。

続いて、次の報告がありましたらお願いします。

事務局: 事務局からは以上になります。

委員長: 進捗計画の2項の川や湖沼の水辺と親しみこれを大事にするとあります。

大池について昨年の会議で話をしたかもしれませんが、カモ科鳥類個体数変動 という6ページの雑誌のコピーなのですがご覧下さい。

大池の水質と環境が非常に悪化しているということで、副委員長さんを中心に 水質改善の取組みがありまして、その前に環境評価をしようということで自然愛 好会が2015年に1年間かけていろいろな分野で調査をしたのです。その時の 調査結果として、環境負荷の大きな原因の一つに鳥類がありました。

毎年1月の第2日曜日など、県下一斉に野鳥の会による野鳥の一斉調査が行われています。村上地区については、村上野鳥の会が担当になっています。現在は 大池一箇所の調査ですが、以前は4箇所ほどありました。

新潟野鳥という会誌が県立図書館にあります。その会誌のデータを30数年分まとめたのをコピーしたのが2ページの一覧表です。大池には16種類の野鳥が来ていて、特に多いのは上の方の8種類となっています。グラフでお分かりのように、白鳥とカモ類に分けておいたのですが、1991年に大池が公園化されました。大池の公園化に伴い、急激に野鳥が増えていることが分かるわけです。

以前、大池は結氷することからカモがいなく、オオハクチョウが100羽足らずということで推移していました。なぜ結氷したのかというと夏場、そこは砂丘の水が枯れてしまって野球ができるような状態でしたが、公園化に伴い池の中に錦鯉が放されました。そうすると夏場、水不足になり、住民や周辺の方の要望により神林支所の担当課で水を入れることになったのです。夏場に水を入れるとそれがずっと維持されて、冬場も維持されて、開放水面が広がるものだから野鳥がやってくる。多いときで1万羽ぐらい来た年があったみたいです。

公園化によって水が維持されたというよう反作用で、かつてはジュンサイだったり貴重な植物だったり、トンボなんかも20種類いましたが、現在トンボは見るべきものはないという感じです。

水質変化の主たる原因の鳥類が、どのように変動したのかということをまとめ たのがこれです。

お時間がありましたら、ぜひ目を通していただきたいと思います。

委員: 防臭対策でEM菌、乳酸菌の合成タイプのものを10トン近く流して水を綺麗にしたことがあります。委員長と対策をした方が良いのではないかということでやってきましたので、悪臭がするようなことがあれば対応しますのでお知らせください。

委員: 水源はどこですか。

委員長: 天然の湖沼です。松喜和にある一番高い砂丘が15メートルぐらい、湖の標高が4.5メートルぐらいで、雨水が浸透して湖が維持されています。現在は荒川の農業用用水を利用しているが、お金がかかっています。だいたい水深15センチぐらいを目途に水を入れていますが、あんまり入れるとお金がかかるし、かといって15センチ以下だと鯉が死んでしまう。あんまり入れすぎると湖面が波立ち、水辺を侵食するので、コンクリート護岸をしたりして対策を練っています。

# 4. その他

委員長: 他にありませんか。

事務局ありませんか。

事務局: ありません。

委員長: 委員の皆様ございませんか。

委員: 今日の新聞に、温暖化が止まらないと言う記事が出ていました。人間は、理性と感性の二つを持っています。感性にだけ従っていると間に合わないということですので、システムを作るということが急務かなと思います。猶予があればそのうちそのうちと先送りしながら行くけども、今日の新聞のデータを見ますと間に合わないと出ていました。これは私達の問題です。今の仕組みは、良いことをやっているが、今のペースだと間に合わない。ではどうしたらいいかということは、先ほど申しましたとおり、次の代の子ども達にバトンタッチできるように仕組みを作り、環境教育を通して繋げていかなければならないかなと思います。

環境の会議において、温暖化対策の話しの中でフォーカスするところにポイントつけ、タイムテーブルに着くことが大事かなと思っています。

この会議が役立てばいいなと思っています。

委員長: 分かりました。他にありませんか。

予定の時間がまもなく近づいてまいりましたが、皆様方から貴重なご審議いただきまして、また貴重なご意見をいただきまして大変ありがとうございます。

環境課には手が負えない他の分野みたいなのが幾つかり、ルール作りがよくできないことも幾つか指摘されましたけれども、私からの提案ですけれども、今日出された意見を各支所の担当、各市町村の担当の方に連絡を取って、その結果どうなったのか、今日の会議の成果がどのように跳ね返ってくるのかも含めて来年度の会でご報告いただければ委員も納得するのではないかと思います。

報告したけど連絡がないとか、かえって悪くなったとか、良くなったとか、 その都度成果として反映させてくれたらありがたいなと思います。

委員: 提案ですが、温暖化対策もそうですが、水質汚染のことでマイクロプラスチックのことが問題になっています。日本は分別して綺麗にしているのに、一番汚しているのは日本だそうです。何故かというと、災害があった時に沢山出るらしいのです。

水質改善も温暖化対策と一緒に問題として取り上げてもらえれば力強いかなと 思いますのでよろしくお願いします。

委員長: それでは今日の会を終わりたいと思います。

事務局: 活発なご審議ありがとうございました。

只今、委員長さんからご発言があったように、今日出た審議の件に関しては、 次回の委員会までまとめておきたいと思います。

それでは副委員長さんから閉会のご挨拶をお願いいたします。

### 6. 閉会

副委員長: 皆さん長い時間ありがとうございました。身近な環境問題から、広い環境問題まで話し合って、このような機関があることは大変心強いですので、環境問題にみんなで相談しあって広めていくということが大事だと思います。

今日だけではなく、環境問題はこれからも取り組まないといけない課題だと思います。

今日は本当に貴重なご意見ありがとうございました。

委員一同: ありがとうございました。

【以下余白】